

平成22年10月15日

取引業者 各位

国立大学法人大阪大学

取引業者の皆様へのお願い

平素は、本学の運営にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

本学では、平成19年11月より研究費等の不正使用防止の観点から、特定の財源について、発注者と異なる教職員による納品事実の確認を行っておりますが、

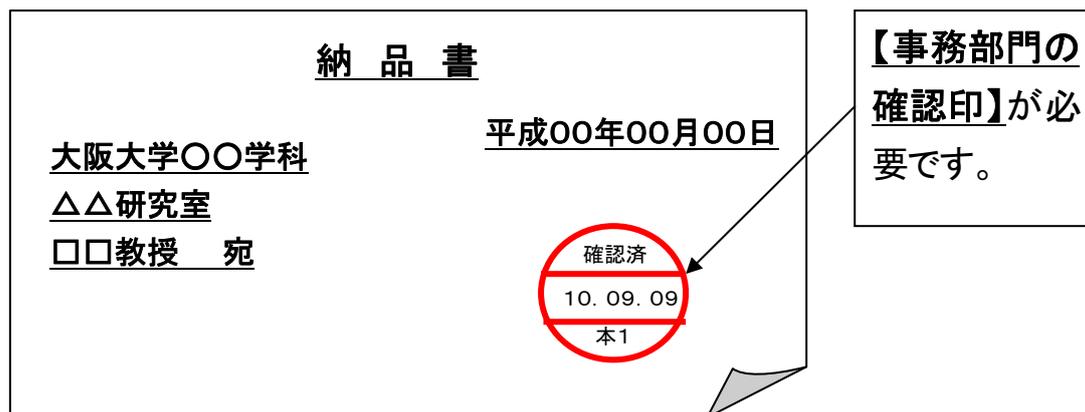
平成22年10月18日以降に納品を行うものから、

支払財源にかかわらず教員が発注する購入物品について、事務部門により納品事実の確認を行うこととしました。

つきましては、納品に係る手続きが変更となりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

納品事実の確認について

教員が発注した購入物品は、原則として、各部局の“事務部門”で、納品事実の確認を受けてください。



上記の「確認済」印は、納品書記載の現物を確認したものであり、
本学の債務を確約するものではありませんのでご注意ください。